

いつもお世話になっております。社会保険労務士法人アルファ・コンサルティングの小島です。今月は、労働基準監督署の重点監督を含む過重労働解消キャンペーンが実施されます。このキャンペーンで重点的に確認される事項のひとつに「時間外・休日労働に関する協定届」（いわゆる 36 協定）があります。事業場ごとに 36 協定の届出を行っているか、時間外・休日労働が 36 協定の範囲内になっているか等をこの機会に点検し、問題があれば改善しましょう。



## 1. お仕事カレンダー：2017年11月のお仕事カレンダー



11月のお仕事カレンダーを公開しました。そろそろ年末調整という年内最後のイベントがありますね。今月中には書類の回収が整うように段取りを決めておきましょう。

毎月のお仕事カレンダーはこちらから⇒ [http://www.alphaco.jp/monthly\\_work\\_4402.html](http://www.alphaco.jp/monthly_work_4402.html)



## 2. 育児休業の社会保険料免除制度の申出の手続きが追加になります



10月1日より改正育児・介護休業法が施行され、子どもが1歳6ヶ月になった以後も保育所等に入れない等の理由がある場合については、最長子どもが2歳になるまで育児休業期間を再延長できる制度が導入されました。これに伴い、育児休業期間中の社会保険料の免除に関する手続きが変更になっています。↓このニュースの続きはこちらから！

[http://www.alphaco.jp/news\\_contents\\_4407.html](http://www.alphaco.jp/news_contents_4407.html)

併せて「育児休業等を行うことができる有期契約労働者について」のリーフレットもご参照ください。[http://www.alphaco.jp/leaflet\\_2.html](http://www.alphaco.jp/leaflet_2.html)



## 3. 法定休暇の前倒し付与等の検討を求める労働関係法の指針の改正



平成29年6月9日に「規制改革実施計画」が閣議決定され、この計画の中に「転職して不利にならない仕組みづくり」として、「法定休暇付与の早期化」が盛り込まれました。これを受けて、労働時間等設定改善指針および育児・介護休業法の指針が改正され、平成29年10月1日より適用されています。↓このニュースの続きはこちらから！

[http://www.alphaco.jp/news\\_contents\\_4383.html](http://www.alphaco.jp/news_contents_4383.html)

---

発行元：社会保険労務士法人アルファ・コンサルティング

〒102-0082 東京都千代田区一番町 6-4-405

発行人：小島史明 [kojima@alphabenefit.com](mailto:kojima@alphabenefit.com) ホームページ：<http://www.alphaco.jp/>

---

※リンク先は、すべて当事務所のホームページとなっております。

※アルファ・ニュースのメール配信も致します。